

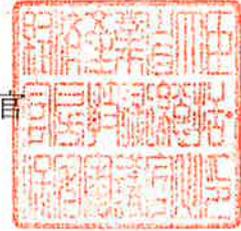
# 経済産業省

20230310保局第2号

電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）の一部を改正する規程

電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）（20220530保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）（20220530保局第1号）の一部を改正する規程  
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方</p>   | <p>電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）</p>  |
| <p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第1項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（<u>法第38条第4項第5号に掲げる事業に限る。</u>）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物（すなわち、特定送配電事業又は発電事業（<u>法第38条第4項第5号に掲げる事業以外のものに限る。</u>以下同じ。）の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物（<u>発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。</u>以下同じ。））に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。特定送配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の設置者の定める保安規程については、<u>省令第50条第3項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを設置者自らの責任において適切に定めるべく、同項第9号について下記のように記載されることが必要である。</u></p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、特定送配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。</p> | <p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第1項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（<u>法第38条第3項第5号に掲げる事業に限る。</u>）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物（すなわち、特定送配電事業又は発電事業（<u>法第38条第3項第5号に掲げる事業以外のものに限る。</u>以下同じ。）の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物（<u>発電事業の用に供するものを除く。</u>以下同じ。））に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。特定送配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の設置者の定める保安規程については、<u>省令第50条第3項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを設置者自らの責任において適切に定めるべく、同項第9号について下記のように記載されることが必要である。</u></p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、特定送配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。</p> |